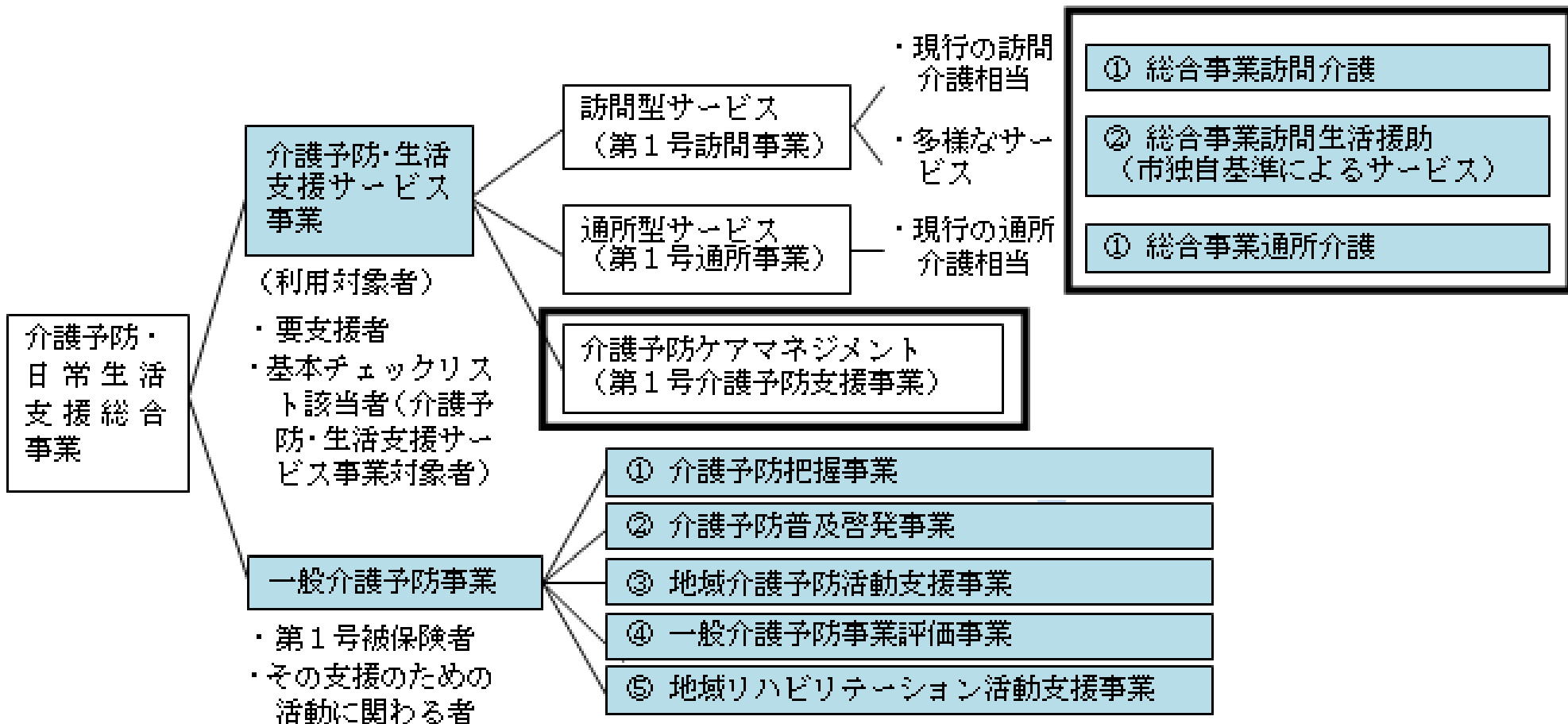


介護予防・日常生活支援総合事業について

地域包括支援課

1 総合事業の概要

(1) 姫路市の総合事業（平成29年4月開始）

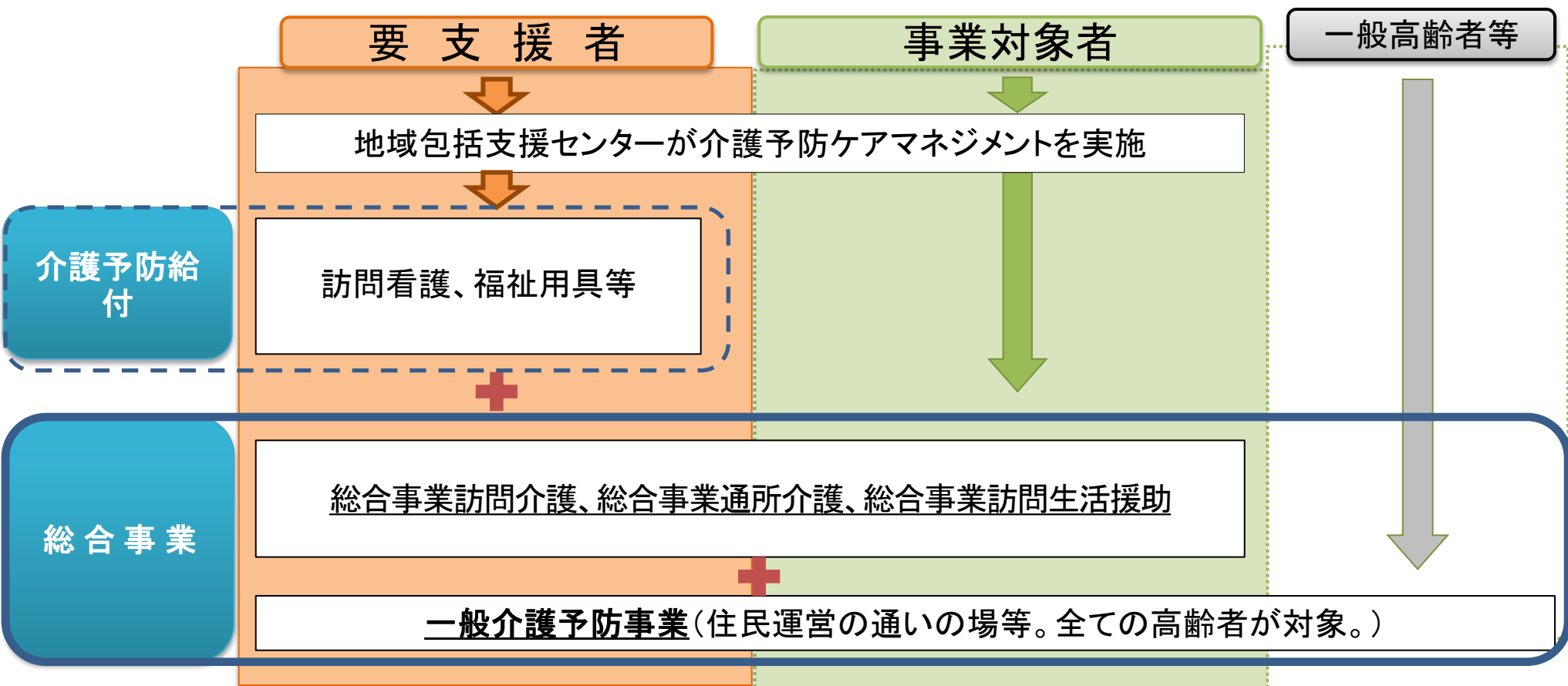


総合事業のリーフレットは、地域包括支援センターに置いているほか、地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）にも掲載しています。

(2) 総合事業のサービスを利用できる人

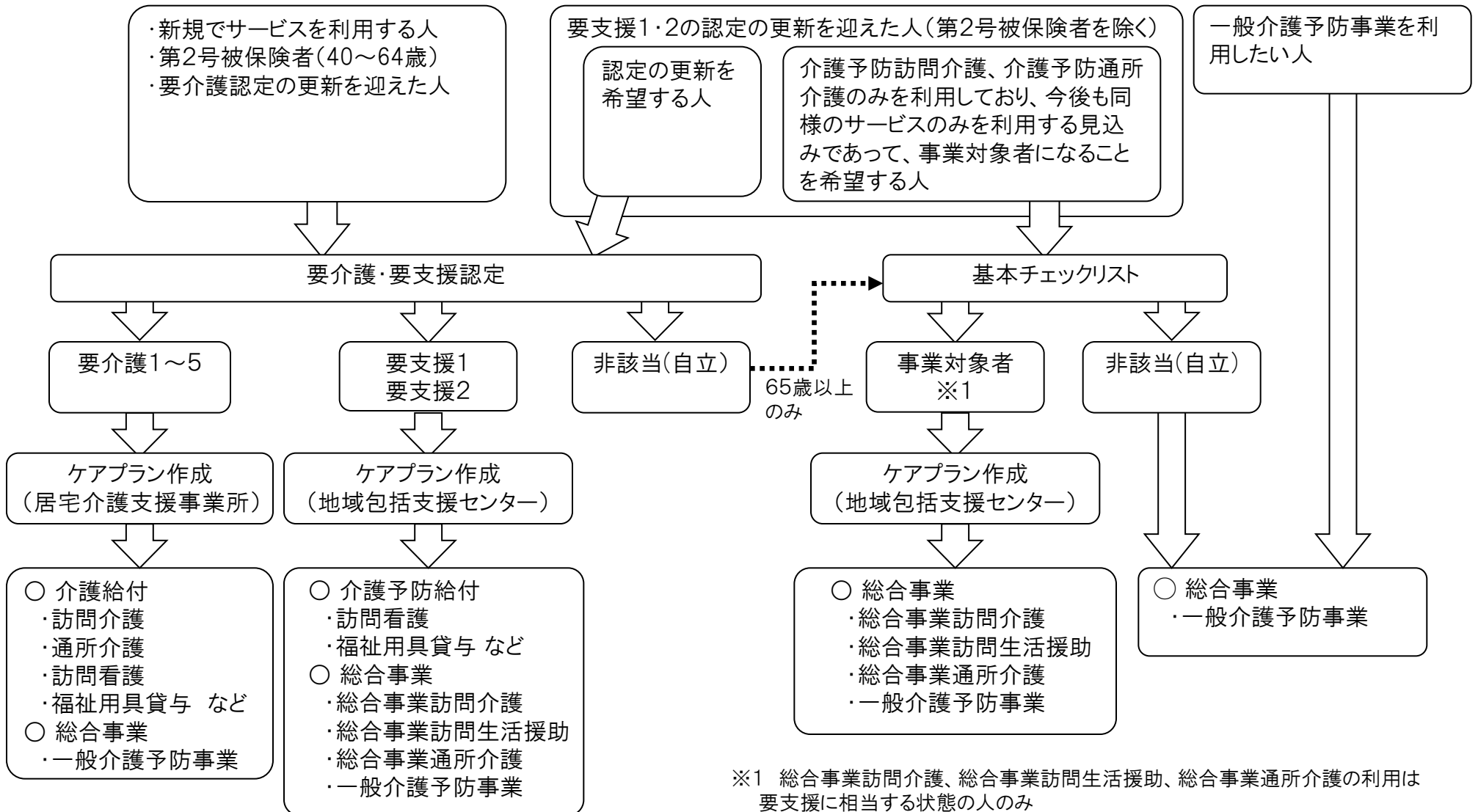
総合事業のサービスは、「要支援者」、「事業対象者」の両方が利用できます。

(一般介護予防事業は全ての高齢者が対象です。)



(3) 総合事業の利用までの流れ

本市では、新規にサービスを利用する方には、原則、要支援認定を受けていただきます。



(4) 運営の基準

現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する事業である「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の人員、設備、運営の基準は、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同様です。

- 「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の運営基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」において規定しています。
- 要綱は、地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に掲載しています。
- 運営基準の詳細は、国の「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に準じます。

(5) サービスの報酬単価

「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の基本報酬及び加算、減算は、要支援者にサービスを提供する場合も、事業対象者にサービスを提供する場合も、これまでの「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同水準です。

○日割り算定の事由等、一部変更点があります。

※ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（厚生労働省事務連絡） 「Ⅰ 介護報酬改定関係」の資料9

又は

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業について（平成29年3月21日姫路市地域包括支援課長通知）

○報酬の基準は「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」において規定しています。

○要綱及びサービスコード表は、地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に掲載しています。

2 介護報酬の請求に係る注意点

(1) 報酬請求について

総合事業のサービス種類コードは介護予防給付と異なるため、請求時は注意

サービス種類		コード	請求帳票
訪問型サービス	総合事業訪問介護	みなし指定あり	A1
		新規指定 (みなし指定なし)	A2
	総合事業訪問生活援助	A3	様式第一の二 様式第二の三
通所型サービス	総合事業通所介護	みなし指定あり	
		新規指定 (みなし指定なし)	
介護予防ケアマネジメント		AF	様式第一の二 様式第七の三

(2) 利用者が予防給付から総合事業へ移行するタイミング

- ① 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ② 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

認定区分	認定日 (更新日)	提供 サービス	平成29年				
			3月	4月	5月	6月	7月
新規	H29.4.1	訪問介護 通所介護		総合事業	—————▶		
	H29.5.1	訪問介護 通所介護			総合事業	—————▶	
更新	H29.4.1	訪問介護 通所介護	予防給付	総合事業	—————▶		
	H29.5.1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----▶	総合事業	—————▶	
	H29.6.1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----▶		総合事業	—————▶

※ 全ての利用者が平成29年度中に総合事業訪問介護、総合事業通所介護に移行し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月末で廃止となります。

※ 要支援者は総合事業に移行後も、総合事業のサービスに加え、予防給付のサービス（福祉用具貸与や通所リハビリテーション等）を利用し続けることができます。

(3) 給付の実績（8月審査分）

総合事業訪問介護	926人	金額	17,163,160円
総合事業通所介護	1,127人	金額	28,041,502円
介護予防ケアマネジメント	1,135人	金額	5,282,249円

（参考）事業対象者数 232人（9月1日現在）

(4) 請求に係るトラブル事例

- ① 給付管理票は総合事業訪問介護（A1又はA2）、請求明細書は介護予防訪問介護（65）で請求を行った。（逆のパターンもあり）
- ② 給付管理票はA1（みなし指定ありの事業所）、請求明細書はA2（みなし指定ではない事業所）で請求を行った。
- ③ 総合事業通所介護の請求について、A5のコードで報酬請求した。
（姫路市は全てA6のコード）

→ 組合せによっては返戻ではなく、減単位されて0円で決定され、改めて請求するためには過誤の手続きを経る必要がある場合がある。

(5) 日割り請求について

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の日割りの事由に加え、新たに「利用者との契約開始」・「利用者との契約解除」や、「介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合）」・「介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合）」等が日割り請求の事由に加えられました。

介護報酬の請求において契約日や契約解除日が大切になりますので、契約を締結する際にはご注意ください。

【日割り請求に係るQ&Aについて】

地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に、日割り請求に係るQ&Aを掲載します。

○ 日割り算定の事由

サービス	月途中の事由	起算日（※2）	
総合事業 訪問介護 総合事業 通所介護	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更（要支援1 ⇔ 要支援2） ・ <u>区分変更（事業対象者→要支援）</u> 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者との契約開始</u> 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合）</u> ・ <u>介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合）</u> 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※1） 	退去日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） 	退所日の翌日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

※3 公費適用、生保単独による日割算定は他の月額報酬対象サービスと共通

○ 日割り算定の事由（つづき）

サービス	月途中の事由	起算日（※2）
総合事業 訪問介護 総合事業 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更（要支援1 ⇄ 要支援2） ・ <u>区分変更（事業対象者→要支援）</u> 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区分変更（事業対象者→要介護）</u> ・ <u>区分変更（要支援→要介護）</u> ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者との契約解除</u> 	契約解除日
	終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合）</u> ・ <u>介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合）</u> 	サービス提供日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

※3 公費適用、生保単独による日割算定は他の月額報酬対象サービスと共通

(6) サービスの提供と事業所指定の関係について

総合事業では、事業所指定は市町ごとに行います。

姫路市の事業所指定だけでは、他市町の被保険者にサービス提供を行うことはできません。

**他市町の利用者にサービス提供しようとする時
他市町の利用者の総合事業への移行時期が近づいた時**



**当該市町の事業所指定
(みなし指定含む)を
受けているか確認！！**

※ 姫路市の被保険者が他市町の事業所を利用する場合も上と同様です。
ケアマネジャーはケアプラン作成にあたり注意して下さい。

3 総合事業訪問生活援助について（緩和した基準による訪問型サービス）

公募で選定した総合事業訪問生活援助の事業者について、表のとおり指定事業者の指定を行いました。

サービス提供範囲	法人名	事業所名
姫路市（家島町を除く）	(福) 姫路市社会福祉協議会	姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室ゆめさき
姫路市（香寺町、夢前町、安富町、家島町を除く）	(株) あっぷる	あっぷる訪問介護事業所 あっぷる訪問介護事業所広畑
姫路市（香寺町、夢前町、安富町、家島町を除く）	姫路医療生活協同組合	姫路医療生協ヘルパーステーション「ひがし」 姫路医療生協ヘルパーステーション「あぼし」 姫路医療生協ヘルパーステーション別所 姫路医療生協ヘルパーステーションなだ 姫路医療生協ヘルパーステーション花北 姫路医療生協ヘルパーステーションてがら 姫路医療生協ヘルパーステーション香寺
姫路市家島町	(株) デコ・フォルテ	総合事業 デコ・ライフ

※ サービス提供範囲の区分ごとに指定日の順で記載しています。

※ 総合事業訪問生活援助は、従事者の資格要件を緩和していること等から、サービスの質の確保や利用者の需要等の検証を行うこととしており、当面の間は上記の事業者により事業を実施します。検証結果を踏まえ、他のサービスと同様、通常の指定申請に基づく指定事業者による事業とすることを検討します。

総合事業訪問生活援助について

<p>対象者</p>	<p>要支援者、事業対象者</p> <p>※ 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものが対象です。</p> <p>※ 認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者などは利用不可。</p>														
<p>サービス内容</p>	<p>生活援助</p> <p>※ 平成12年3月17日付 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助の範囲内</p>														
<p>基準</p>	<table border="1" data-bbox="385 668 1984 1208"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員（常勤職員の勤務時間の1/2以上）も可能</p> <p>・ 必要に応じ、個別サービス計画の作成</p>				資格要件	配置要件	管理者※1	なし	専従1以上	従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者	必要数	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2
	資格要件	配置要件													
管理者※1	なし	専従1以上													
従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者	必要数													
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2													

総合事業訪問生活援助について（続き）

報酬	利用 1 回あたりの報酬	
	所要時間 20 分以上 45 分未満	183 単位
	所要時間 45 分以上	225 単位
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>利用回数は 週 2 回まで</u> • 加算・減算は、サービス提供責任者体制減算、同一建物減算、特別地域加算、中山間地等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を設定 	
単 価	1 単位 10.21 円	
利用者負担	1 割 または 2 割 ※ 給付制限の適用なし	
サービスコード	A3	
支払方法	国保連経由	
限度額管理	有	